

奈良県告示第七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十八年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇	平成三十一年三月三十一日
社会医療法人健生会土庫病院	大和高田市日之出町二二一 三	平成三十一年三月三十一日
平成記念病院	橿原市四条町八二七	平成三十一年三月三十一日
南和広域医療組合南奈良総合医療センター	一 吉野郡大淀町大字福神八一	平成三十一年三月三十一日